

〔第一問〕 —50 点—

問 1 【資料】の 1 及び 2 に基づき、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

(注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

(1) 法人税法における使用人兼務役員の意義を簡潔に述べなさい。

(2) (株)甲(以下「甲社」という。)の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度(以下「当期」という。)における株主構成及び給与の支給状況は次の【資料】のとおりである。

次の①及び②のそれぞれについて、法的理由を示した上で簡潔に答えなさい。

なお、②について複数の処理案が考えられる場合には、必要な前提を補った上で、甲社に有利となる処理案について解答すること。

① 甲社の取締役 B、C 及び D は、法人税法上の使用人兼務役員となることができるか。

(注) 解答欄には、使用人兼務役員となることができると考える場合には○と、使用人兼務役員となることができないと考える場合には×と記載すること。

② 甲社が支給する取締役 B、C 及び D に対する給与に係る損金不算入額はいくらか(損金不算入額が生じない場合は、0 円と記載すること。)

【資料】

1 甲社は普通株式のみ発行しており、当期末現在の株主構成は次のとおりである。なお、当期首から株主の異動はない。

氏名又は名称	役職等及び甲社との関係等	所有株式数
A	代表取締役	3,000 株
B	取締役営業部長	700 株
C	取締役工場長	600 株
D	取締役(非常勤)	400 株
E	甲社の元従業員	300 株
甲社	—	2,000 株
(株)乙	発行済株式の 60 % を A が所有する同族会社	500 株
(株)丙	甲社の取引先(非同族会社)	2,500 株
合 計		10,000 株

(注) E は単なる名義人として所有しているものであり、実際の権利者は C である。

【第一問】－50点－

問1 内国法人である甲社は、製造業を営む法人であり、当期（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度）末の資本金の額は3億円で、当期末の株主の状況は次の【資料1】のとおりである。

また、甲社が当期に支給した給与のうち、検討を要するものは次の【資料2】のとおりであり、それぞれ当期の費用に計上している。

この場合に甲社が各人に支給した給与について、答案用紙の前提に従い法人税法上の取扱いを説明するとともに、その根拠とした規定（同族会社及び役員等の意義に関する規定は除く。）を説明しなさい。なお、取扱いを解答するにあたっては、同族会社の判定及び役員等の判定もふまえること。

また、甲社は設立以来、法人税法第34条第1項第2号に規定する届出はしたことがない。

【資料1】

氏 名	当期末所有株式数	留 意 点
A氏	25,000株	甲社の代表取締役社長
B氏	6,000株	甲社の常務取締役、A氏の長男
C氏	(答案用紙参照)	甲社の取締役人事部長
D氏	4,500株	甲社の経理部長、C氏の妻
E氏	500株	甲社の非常勤取締役、C氏の弟
F氏	10,000株	甲社の専務取締役、上記の者と特別な関係はない
少数株主	(答案用紙参照)	
合計	100,000株	

【資料2】

氏 名	給与等支給額（うち使用人分）	職務内容からした相当額
C氏	13,500,000円（5,400,000円）	12,000,000円
D氏	8,400,000円（8,400,000円）	7,500,000円
E氏	5,000,000円	6,000,000円

（注1） C氏は使用人としての職制上の地位を有し、常時使用人職務に従事している。

（注2） D氏は甲社の経営に従事している。

（注3） 給与等支給額はE氏分を除き毎月所定の時期に同額を支給している給与の合計額であるが、E氏に対する給与は6月と12月にそれぞれ2,500,000円を支給した給与の合計額である。

問 2 次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

(注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

- (1) 内国法人である(株)甲(製造業、年1回3月末決算、以下「甲社」という。)は、資本関係を有しない(株)乙(以下「乙社」という。)と事業譲渡契約を締結し、乙社の製造事業部門の一部を平成27年7月1日に現金100,000,000円で譲り受けた。

譲り受けた財産、従業者等の内容は次の【資料】のとおりである。

この事業譲渡に係る甲社の税務処理について、仕訳を示しなさい。

なお、甲社は、消費税及び地方消費税について税抜経理を行っているが、解答に当たっては消費税及び地方消費税について考慮する必要はないものとする。

【資料】 事業譲渡により譲り受ける資産等

移転する事業に係る移転直前の乙社 B/S

売掛金	10,000,000	未払金	10,000,000
有価証券	30,000,000	退職給付債務	70,000,000
土地	100,000,000		
建物	50,000,000		

- (注1) 退職給付債務70,000,000円は、事業譲渡に伴い乙社から甲社に移転する従業者14名に係る金額であり、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って算定されている。事業譲渡契約では、移転従業者の退職給与は甲社と乙社で勤務した期間を合算して支払うことを約し、甲社はその負担の引受けをする旨合意している。
- (注2) 移転事業については、現在、製造者責任を問われる訴訟が提訴されており、間もなく原告側と和解し、8,000,000円程度の損害賠償をする方向で話が進んでいるが、この将来の債務は甲社が引き継ぐこととされている。
- (注3) 事業譲渡に当たり資産・負債の時価評価を行った結果、土地の時価は90,000,000円、建物の時価は30,000,000円と見込まれている。
- (注4) 譲受価額は、当初90,000,000円が適正であると見込まれたが、乙社との今後の取引なども考慮し、時価よりも10,000,000円程度高い金額で合意した。

- (2) 上記(1)で計上した資産調整勘定又は負債調整勘定の取崩しについて、法人税法上、規定されている処理方法の全てを、その法的根拠とともに簡潔に答えなさい。

理論ドクター

内国法人である丁社は平成28年3月1日に内国法人である戊社を被合併法人、丁社を合併法人とする合併を行うこととなった。

丁社と戊社の間には従来から資本関係はなく、また、丁社と戊社の事業の内容が相互に関連するなどの共同事業を行うための合併の要件を満たす合併には該当しない。

丁社は当該合併において戊社から引継ぎを受けた従業員についての退職給与債務の引受けをしている。

合併に関する資料は次のとおりである。

- ① 丁社が戊社の株主に交付する丁社株式の価額の総額 250,000,000円
- ② 移転を受けた資産の価額の合計額 820,000,000円 (戊社における合併前の帳簿価額の合計額は850,000,000円である。)
- ③ 移転を受けた負債の額の合計額 460,000,000円 (このほかに丁社が引受けをした退職給与債務引受額が120,000,000円ある。)

問1 この場合における丁社の合併による税務上の受入仕訳の金額を記入しなさい。なお、記入される金額がない場合には「－」を記入すること。

問2 問1を踏まえ、この合併に係る法人税法第62条の8《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》の資産調整勘定及び負債調整勘定の取扱いに関する規定を簡潔に説明しなさい。

解答用紙(問1)

(借)	諸資産	(貸)	諸負債
	資産調整勘定		負債調整勘定
	資本金等の額		資本金等の額

解 答

問1

(借)	諸資産	820,000,000円	(貸)	諸負債	460,000,000円
	資産調整勘定	10,000,000円		負債調整勘定	120,000,000円
	資本金等の額	— 円		資本金等の額	250,000,000円

問2

資産等に係る調整勘定の損金算入等 (マスター16-18)

実力完成答練第6回

問3 内国法人であるG株式会社(以下、「G社」という。)及び内国法人であるH株式会社(以下、「H社」という。)は資本関係のない法人であるが、今般、G社を被合併法人、H社を合併法人とする合併を行うこととした。その内容は下記〔資料〕のとおりであるが、これに基づいて、合併時にH社が当初計上すべき調整勘定の金額及びH社の当期(平成27年4月1日～平成28年3月31日の事業年度をいう。)の所得の金額の計算上、調整勘定の取崩しにより損金の額又は益金の額に算入される金額について説明しなさい。

〔資料〕

- ① 当該合併は適格合併に該当しないものであり、合併があった日は平成28年1月1日である。
- ② H社が合併により移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額は4,100万円である。
- ③ H社が合併の対価として交付したものはH社株式のみであり、その時の価額は3,500万円である。

問 3 次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

(注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

(1) 職務執行の対価として付与した新株予約権の損金算入時期の特例制度(法人税法第54条)の内容について、簡潔に述べなさい。なお、確定申告書への明細書の添付に係る部分は記載しなくてよい。

(2) (株)甲(年1回3月末決算法人、以下「甲社」という。)では、役員給与の一部を自社の新株予約権によることとし、平成24年4月1日に新株予約権100個を、甲社の役員であるA及びBの2名にそれぞれ付与した。新株予約権の内容のうち主なものは次の【資料】のとおりである。

平成27年4月1日にAが上記の新株予約権100個の権利行使を行った場合の甲社の税務処理について、仕訳を示しなさい(役員給与の損金不算入額は生じないものとする。)。なお、解答が複数あると考えられる場合には必要な前提を置いて、それぞれについて解答すること。

【資料】

イ 新株予約権1個につき甲社の株式10株を1,000円で取得することができる。

ロ 新株予約権は、平成27年4月1日から1年間行使することができる。

ハ 新株予約権の付与は正常な取引条件で行われたものとし、新株予約権の付与時の時価は1個当たり10,000円とする。

ニ 甲社株式1株当たりの時価は、

平成24年4月1日 …… 1,000円

平成27年4月1日 …… 1,200円

である。

問2 内国法人である丙株式会社(以下「丙社」という。)は、当期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の6月の株主総会において従業員に対して以下の条件の新株予約権を付与することを決議し、7月1日に付与した。

- ① 新株予約権の数: 3,000個
- ② 新株予約権の行使により与えられる株式の数: 合計3,000株
- ③ 新株予約権の行使時の払込金額: 1株当たり75,000円
- ④ 権利確定のためには、平成27年7月1日から平成29年6月末日まで在籍することが必要である。
- ⑤ 権利付与日における公正な評価単位は、1個当たり8,000円である。

以上の事実関係を前提に、下記の問いに答えなさい。

- (1) 丙社は平成28年3月末において下記の会計処理を行っているが、株式報酬費用が当期の所得金額の計算上、損金の額に算入されるか否か説明しなさい。

(借方) 株式報酬費用 9,000,000円 (貸方) 新株予約権 9,000,000円

- (2) 本問の新株予約権が租税特別措置法第29条の2に規定するいわゆる税制適格ストックオプションに該当する場合、従業員は権利行使時点において所得税を課税されないこととなるが、この場合、権利行使時点の丙社の所得金額の計算上、損金算入される金額があるか否か説明しなさい。

- (3) 当期中に甲社が支払を受けた配当金は次のとおりである。なお、いずれの株式等についても、甲社が1年以上保有している。

銘 柄	持株割合 当期末貸借対照表価額	収入金額 源泉所得税額 住民税	備 考
乙社株式 剰余金の配当	34 % 107,610,000 円	1,700,000 円 260,355 円 85,000 円	(注1)
E社株式 剰余金の配当	2 % 40,800,000 円	340,000 円 52,071 円 17,000 円	短期所有株式等に該当するものではない
X社株式 剰余金の配当	100 % 60,000,000 円	600,000 円 122,520 円 —	完全子法人株式
F証券投資信託 収益分配金	— 12,000,000 円	600,000 円 122,520 円 —	特定株式投資信託には該当しない

(注1) 乙社株式取得に際し、X銀行より融資を受けている。当該融資に係る当期中の支払利息の金額は、322,830 円であり、ほかに他の融資に係る支払利息の金額 11,677,170 円、手形の売却損 850,000 円と売上割引 1,150,000 円を支払利息勘定で処理している。

乙社株式配当に係る計算期間は、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までである。甲社では、控除負債利子の計算をする場合には、総資産按分法によることとしている。

(注2) その他の株式等の計算期間は、いずれも毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

前期末の総資産の帳簿価額	2,755,125,000 円
当期末の総資産の帳簿価額	2,897,875,000 円 (※)

※ 各有価証券の貸借対照表価額は、前期末及び当期末ともに同額であった。

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税15)

【資料1】

甲社の有する有価証券は次のとおりである。調整を要する場合には申告調整によるものとする。

1. 前期末及び当期末の有価証券(売買目的有価証券は有していない。)の内訳は次のとおりである。

銘 柄	前 期 末 残 高	当期末残高	備 考
A 社株式	5, 000, 000円	2, 500, 000円	数年前からその発行済株式の50%を有していたが、その半数を平成27年6月に甲社と資本関係のない他の株主に譲渡している。
B 社株式	———	4, 000, 000円	平成27年5月に取引所を通じて購入したもので、持株割合は1%未満である。
C 社株式	10, 000, 000円	10, 000, 000円	平成27年2月10日に全額出資して設立したもので、継続して保有している。
D 社株式	7, 300, 000円 (このほか、過年度評価損否認額が3, 000, 000円ある。)	———	数年前からその発行済株式の20%を有していたが、その全部を平成27年6月にC社に7, 300, 000円で譲渡した(譲渡時の時価は14, 500, 000円であり、C社において売買目的有価証券に該当しない)。C社はこの半数を平成28年2月に他の者に譲渡している。
E 証券投資信託	2, 000, 000円	2, 000, 000円	数年前から有しており、主として内国法人株式に投資するものである。

2. 当期の受取配当等及び源泉税(復興特別所得税を含む。)の内訳は次のとおりである。

銘 柄	受取配当等	源 泉 税	備 考
A 社株式	400, 000円	81, 680円	年1回3月末決算法人であり、平成27年5月に期末配当金を収受している。
B 社株式	100, 000円	15, 315円	年1回8月末決算法人であり、平成27年11月に期末配当金を収受している。
C 社株式	50, 000円	10, 210円	年1回12月末決算法人であり、平成28年3月に期末配当金を収受している。
E 証券投資信託	80, 000円	12, 252円	当期中に受け取った収益分配金の合計額である。

当期の支払利息の額は1, 100, 000円であり、貸借対照表の総資産の帳簿価額は前期末1, 220, 000, 000円、当期末1, 310, 000, 000円である(他の資料の調整は考慮不要である)。